知多交通圏タクシー協議会

知多交通圏のタクシー協議会における地域計画の作成 について

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(タクシー適正化・活性化法)」(平成21年法律第64号)の施行に基づき、平成21年10月1日国土交通省告示第1038号により特定地域に指定された知多交通圏におけるタクシー協議会において、今般、別添のとおり「地域計画」が作成されましたのでお知らせします。

(問い合せ先)

知多交通圏タクシー協議会

事務局

中部運輸局 愛知運輸支局 (輸送担当)小林、畑

052-351-5312

愛知県タクシー協会 永井

052-881-1315

知多交通圏における地域計画の作成について

1. 概要

知多交通圏タクシー協議会においては、タクシー適正化・活性化法が施行された昨年 10月以降3回にわたり協議会を開催し、タクシー事業の現況の分析、地域計画の作成 に向けた検討を行い、各界からご参加いただきました委員の皆様により活発な議論がさ れました。

平成22年3月11日(木)の第3回協議会において、委員の皆様の合意を得て、地域計画が作成されました。

今後、この地域計画の作成を受け、同交通圏内のタクシー事業者は、特定事業計画(減車・休車等の事業再構築を含む。)認定申請を国土交通大臣等に対して行うことが可能となりますが、数多くのタクシー事業者がタクシー適正化・活性化のための計画を策定し、取り組むことを呼びかけるとともに、協議会としては、その進捗状況についてフォローアップしていきます。

2.協議会について

・検討経緯

平成21年12月 9日 第1回協議会(設立等)

平成22年 1月13日 第2回協議会(地域計画骨子案の提示)

平成22年 3月11日 第3回協議会(地域計画の決定等)

設立にあたり、設立準備会を設置

・構成員の概要

会 長 羽根渕 義信 (中部運輸局愛知運輸支局長)

副会長 青木 徳生 (愛知県タクシー協会会長)

添付資料 ・知多交通圏タクシー協議会委員名簿

・知多交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を 推進するための計画(地域計画)

知多交通圏タクシー協議会委員名簿

中部運輸局愛知運輸支局長 羽根渕 義信 愛知県地域振興部交通対策課長 宮崎 秀嗣 新美 逸夫 半田市企画部企画課長 常滑市総務部交通防災課長 千賀 収司 東海市総務部防災安全課長 坂 祐治 大府市市民協働部生活安全課長 浜島 和明 知多市生活環境部防災安全課長 立川 泰造 阿久比町総務部防災交通課長 長坂 雅夫 東浦町総務部防災交通課長 新美 一夫 南知多町総務部総務課長 齋藤 恵吾 神谷 信行 美浜町総務部総務課長 廣澤 不二雄 武豊町総務部企画政策課長 愛知県タクシー協会会長 青木 徳生 愛知県タクシー協会知多支部長 岡本 一志 全国自動車交通労働組合愛知地方連合会副執行委員長 西島 久義 半田商工会議所専務理事 間瀬 政勝 東海商工会議所事務局長 太田 長信 半田労働基準監督署長 加藤 昭雄 愛知県半田警察署交通課長 平井 美博

知多交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化 を推進するための計画

知多交通圏タクシー協議会

1.はじめに

知多交通圏(以下「当交通圏」という。)における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画(以下「地域計画」という。)の作成については、地域の独自性を尊重するものであるから、地域計画の具体的な内容は、関係法令に違反せず、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「法」という。)及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針に定める事項から逸脱しない範囲内において、地域の判断に委ねられるものであり、タクシーの適正化・活性化の意義及び目標を踏まえ、知多交通圏タクシー協議会(以下「当協議会」という。)で協議したものであります。

2. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

(1) 当交通圏におけるタクシーの位置付け、タクシーの果たすべき役割

・タクシーは、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関であります。特に次の ~ のような優れた特性を活かして、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、かつ、柔軟に対応することができる、地域住民の生活利便の向上や地域社会の活力維持にも資する、貴重な地域財産で、日常生活に欠かすことのできない、地域公共交通機関です。

地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送 面的に移動できるため機動性や移動の自由度が高い

深夜など時間を選ばずにいつでも誰もが利用可能

- ・高齢化社会の進展等、我が国の今後の地域社会の変化に対応するタクシーサービスの提供など、地域公共交通機関としての役割を果たす必要があるとともに、観光立国を推進する中で、地域の観光交流を支える基盤としての役割も期待されるところであります。
- ・タクシーが鉄道、バス等の他の公共交通機関と連携した総合ネットワークの構築、さらには、まちづくり(地域づくり)など各地域の都市政策等と一体となった地域公共交通としての役割を果たす必要があります。

(2)タクシー事業の現状と問題点

第1回協議会において中部運輸局から提示された当特定地域におけるタクシー事業の現状、 問題点は、次のとおりであります。

1)現状

タクシー輸送実績の推移

当交通圏におけるタクシー事業の輸送実績の推移は、輸送指標である輸送回数、輸送人員、実車走行キロ、運送収入並びに日車営収では、平成17年2月の中部国際空港の開港に伴う一時的な需要もあり、いずれの指標も概ね平成16年度から増加傾向で推移してい

ますが、平成20年度に落ち込みが顕著となっています。特に日車営収については、平成19年度と比較して4.9%減と落ち込んでいます。車両数及び運転者数は、平成13年度から平成16年度まで空港の需要に対応するため増加していますが、その後概ね現状維持で推移しています。

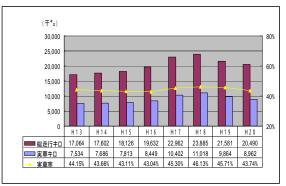
【資料:中部運輸局愛知運輸支局】

(輸送回数・輸送人員)

(千回/千人)
4,000
2,000
1,000
0
H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20
0 輸送回数 2,061 1,995 2,013 2,106 2,168 2,000 2,222 2,009

■輸送人員 2,887 2,818 2,829 2,963 3,059 3,080 3,269 2,914

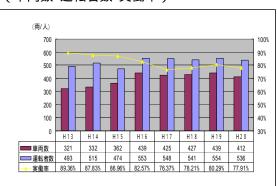
(走行キロ・実車キロ・実車率)



(運送収入・日車営収)



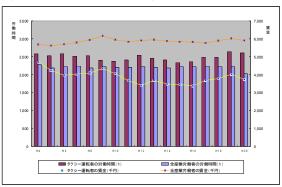
(車両数・運転者数・実働率)



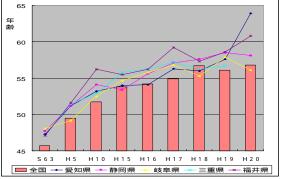
タクシー運転者の労働条件

愛知県内におけるタクシー運転者の平成20年の年間賃金は、373万円(平均年齢63.9歳)と全産業の年間賃金591万円(平均年齢40.8歳)を大きく下回っています。同じく、タクシー運転者の平成20年の年間労働時間は、2,604時間で全産業の年間労働時間2,028時間を大きく上回っています。いずれも厳しい状況となっていることが伺えます。

(労働時間と賃金の推移)



【資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」】 (平均年齢の推移)



関係市町村と連携したタクシーサービス等

・コミュニティタクシーの運行等

鉄道・バス等が運行していない、いわゆる交通空白地域において住民の足として、関係市 町村と連携し、タクシー車両を活用したコミュニティタクシーが導入されています。

【中部運輸局愛知運輸支局調べ: 平成22年3月1日現在】

- コミュニティタクシーの運行状況 -

[市町村名] [愛称等]

南知多町 ・篠島乗合タクシー(区域運行)

・身体障がい者等の足の確保

身体障がい者等の社会参加を支援するため、タクシー事業者と関係自治体とで、次のと おり連携して、身体障がい者等の足としての福祉タクシーサービスを提供しています。

タクシー事業者は、運賃等を割引(身体障がい者等の運送について、1割引) 関係自治体は、福祉タクシー券(身体障がい者等を対象とする初乗運賃助成券等) を配布

旅客運送等に関する新たな制度の導入

タクシー事業を取り巻く状況については、需給調整規制を廃止する改正道路運送法が施行された平成14年2月1日以降、次に記載する旅客輸送等に関する新たな制度が順次導入され、これら新制度の導入等によりタクシー事業は、影響を受けています。

- (ア)福祉有償運送(自家用有償旅客運送)の許可・登録制度の導入(平成18年10月施行) 【中部運輸局愛知運輸支局調べ:平成22年1月末現在】
 - 福祉有償運送運営協議会設置数と自家用有償旅客運送実施者・車両数 -

「協議会数] 「登録者数] 「使用車両数]

3協議会 19者 315両

(イ)訪問介護員等による自家用有償運送許可制度の導入(平成18年10月施行)

【中部運輸局愛知運輸支局調べ: 平成22年1月末現在】

「訪問介護員等] 「許可車両数]

5人 6両

(ウ)(市町村)地域公共交通会議における乗合旅客の協議・コミュニティバス等の運行(平成18年10月施行)

【中部運輸局愛知運輸支局調べ: 平成22年3月1日現在】

[市町村名] [コミバス等コース数]

東海市2コース大府市4コース

知多市 2コース

東浦町 6コース

南知多町 1コース(内、タクシー車両 1コース)

(エ)自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行(平成14年6月施行)

【中部運輸局愛知運輸支局調べ: 平成21年12月末現在】

「運転代行業者数] 「随伴用車両数]

6者 8両

2) タクシー事業が抱える問題点

平成14年2月に規制緩和の一環としての需給調整規制を廃止する改正道路運送法が施行されました。当交通圏では、地域のタクシー事業者が一致結束して、タクシー需要に見合うタクシー(車両・タクシーサービス等)の提供に努め混乱のない対応をしてきました。しかしながら、平成20年後半の世界同時不況等、特に「トヨタショック」の直撃で、タクシー需要が急激に減少し、利用者へのタクシーサービスの改善等(次項2.(3))の取り組みに努めましたが、かつて経験をしたことがない極端なタクシー需要の落ち込みにより、タクシー事業者の収益基盤悪化やタクシー運転者の労働条件悪化等が進行しています。この状況が続けば、タクシーサービスの低下等で、地域公共交通機関としてタクシー機能を十分に発揮できない等の状況が懸念されます。

(3)タクシー業界の取り組み

第1回協議会で愛知県タクシー協会から、これまでの取り組みとして、「地域公共交通機関としてのタクシーが利用者に"安全で安心してご利用いただける"タクシーサービスの提供に努めるとともに、ドア・ツー・ドアのサービスが可能で、日常生活に欠かすことのできない公共交通機関であるタクシーに理解を求め、その社会的使命を果たすため会員が一致結束して取り組んでいる。」と説明がありましたが、その主な取り組みは、次のとおりであります。

- ・運輸安全マネジメントの推進
- ・タクシー交通事故絶滅運動の展開
- ・乗務員のサービス向上に関する街頭指導の実施
- ・勤務実態に関する巡回パトロールの実施
- ・当協会で策定した「タクシーサービス5則」の徹底
- ・タクシーサービス向上運動の展開
- ・受動喫煙防止対策によるタクシー車内全面禁煙の実施
- ・タクシーモニターの実施
- ・各種研修会の開催(電話担当者研修)
- ・タクシー強盗等に関する防犯訓練
- ・自動車交通事故防止セミナーの開催
- ・労務セミナーの開催
- ・エコドライブの実施
- ・タクシー事業の「グリーン経営」の推進
- ・コミュニティタクシーの運行、その他

(4)取り組みの方向性

・上述した、基本的な方針(1)タクシーの位置付け、タクシーの果たすべき役割、(2)タクシー事業の現状と問題点等を踏まえ、当交通圏におけるタクシー事業の適正化・活性化を図るための目標(次項3.)を定め、目標を実現するために、地域の関係者一体(主体は、タクシー事業者)となって特定事業及びその他の事業(以下「特定事業等」という。)(次

項4.) に取り組むこととします。

- ・特定事業等には、それぞれ実施主体と実施時期を明記するとともに、一定期間経過後に、 地域計画の目標の達成状況についての評価・見直し等をするPDCAサイクルを導入する こととします。
- ・なお、当協議会は、協議会構成員以外の地域の関係者に対して、地域計画の目標達成のために必要な要請等を行うこととします。

3.地域計画の目標

(1)タクシーサービスの活性化

- ・利用者の立場に立った"安全・安心"で利便性の高いタクシーサービスを安定的に提供することに努めることとします。
- ・少子高齢化社会に対応した福祉タクシーサービスの向上に努めることとします。
- ・関係自治体と連携し、鉄道・バスサービスのない、いわゆる交通空白地域の住民の足の確 保に努めることとします。

(2)事業経営の活性化、効率化

- ・事業経営の活性化、効率化を推進するとともに今後のタクシー事業の将来像(次世代のタクシー等)を構築することとします。
- ・若年労働力(女性ドライバーを含む。)を積極的に登用し、事業の活性化に努めることとします。

(3)安全・安心の確保

・地域公共交通機関に課せられた最大の使命は、"安全・安心の確保"であることを再認識し、 道路運送法・道路交通法など関係法令を遵守して、利用者に信頼される"安全・安心"な 輸送サービスを提供することとします。

(4) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

・労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等労働基準関係法令及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の遵守、これらを最低限とする労働条件の確保を前提として、さらなるタクシー運転者の労働条件・労働環境の改善・向上を図ることとします。

(5)交通問題、環境問題の改善

- ・地域公共交通機関であるタクシー事業者は、タクシーの社会的使命を果たすために、地域 交通安全への貢献活動を展開することとします。
- ・地球温暖化防止など、地球環境に配慮したタクシー事業の展開に努めることとします。

(6)地域社会への貢献

- ・タクシー車両を活用した地域防犯など、地域社会への貢献活動を展開することとします。
- ・地域の活性化等の視点からも、各地域で進められている観光施策等(観光ボランティアの育成等を含む。)にタクシーとして参加するなど、地域社会への貢献活動を展開することとします。

(7)過度な運賃競争への対策

・平成20年12月18日に、(国土交通省)交通政策審議会答申(以下「答申」という。) で指摘されたとおり、低額な運賃の設定など過度な運賃競争については、安全性やサービスの質の低下を通じ利用者に不利益をもたらすおそれがあるため、利用者の利益保護の観点から答申の趣旨を踏まえ、適切に対応していくこととします。

上記の目標を達成するために必要となる供給過剰状態の解消

- ・当交通圏では、地域のタクシー事業者が一致結束して、タクシー需要に見合うタクシー(車両・タクシーサービス等)の提供に努めて参りましたが、平成20年後半の世界同時不況等、特に「トヨタショック」の直撃で、タクシー需要が急激に減少し、供給過剰状態となり現在もその状態で推移しております。
- ・このため、当協議会構成員各位の支援・協力のもとに、新たなタクシー需要の創造などにより供給過剰の解消への取り組みをすることとします。
- ・この取り組みに併せて、当協議会で中部運輸局から提示された「適正車両数」や「適正と考えられる車両数の算定」で用いられた実働率(90%、85%)等を目標として、運転者の 労働条件や利用者利便が損なわれることがないように、かつ、タクシー事業者の自主的な判 断のもと、タクシーの供給力削減など需要に対する適正な供給への取り組みを進めることと します。

4.地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

- ・特定事業等については、地域の実情に応じてできる限り多様な取り組みを行いうるようにするため、法の定義に即しつつ、特定特別監視地域に指定(指定:平成21年7月17日)された際に作成されている愛知県タクシー協会の「タクシー事業構造改善計画」や各市町村等の取り組み等を概ね特定事業等としたものであります。
- ・特定事業等には、それぞれ実施主体と実施時期を定めました。なお、実施時期には、1~2 年計画を「短期計画」、または指定期間以内の計画を「中期計画」と明記しました。

(1)タクシーサービスの活性化

事 業 名	実施主体	実施時期
タクシー乗務員のサービス向上等に関する街頭指導の 実施	タクシー協会 タクシー事業者	短期計画
タクシー乗務員等に対する各種研修会の実施 ・電話担当者、指導主任者、救命救急(心肺蘇生・AED 等)研修	タクシー協会 タクシー事業者	短期計画
利用者ニーズに対するきめ細やかな対応 ・福祉タクシー(車椅子、寝台、回転シート)車両の導入 ・子育て支援タクシーの導入 ・愛知県子育て家庭優待事業への協賛	タクシー協会 タクシー事業者	短期計画

輸送需要に関する調査の実施 ・利用者ニーズを把握するためのアンケート調査 ・タクシーモニターの実施 ・タクシー利用者懇談会の開催	タクシー協会 タクシー事業者	短期計画
タクシー代行、救援事業の拡充	タクシー事業者	短期計画
タクシー乗り場、タクシープールの整備	関係自治体 タクシー協会 タクシー事業者	中期計画
名鉄太田川駅前タクシー乗り場及びタクシー待機場の整備(東海太田川駅周辺土地区画整理事業に基づく整備)	東海市タクシー事業者	短期計画
公共交通機関としてのタクシー事業のPR ・タクシーの位置づけ、役割り等を広報 ・タクシー乗り場等を地域の交通マップ等に掲載 ・関係自治体のホームページ等でタクシー情報の提供	タクシー協会 タクシー事業者 関係自治体	短期計画

その他の事業

この他の手来		
事 業 名	実施主体	実施時期
忘れ物センター設置の検討	タクシー協会 タクシー事業者	中期計画
バス等のない交通空白地域の住民及び障がい者、高齢者、運転免許返納者等の足の確保のために、活性化再生法(法定)協議会での協議など地域の関係者一体となり、タクシーを有効に活用した運行システム等の検討・コミュニティタクシーの運行・福祉タクシーの拡充	関係自治体 タクシー協会 タクシー事業者	短期計画
各種交通関係会議等におけるタクシーに関する検討 ・都市計画並びに道路整備計画等に基づくタクシー乗り場等の整備の検討 ・タクシーと鉄道、バス等の他の公共交通機関との乗継ぎ 円滑化の改善策の検討	関係自治体 タクシー協会 タクシー事業者	中期計画

(2)事業経営の活性化、効率化

事 業 名	実施主体	実施時期
デジタル式 G P S - A V Mシステムを活用した車両の 配車	タクシー事業者	短期計画

若年労働力(女性ドライバーを含む)の登用	タクシー事業者	短期計画
鉄道主要駅等にモニターカメラを設置し、利用者の状況 の把握等が可能な事業者間のシステムを構築	タクシー事業者 関係鉄道事業者	中期計画

(3)安全・安心の確保

特定事業

事 業 名	実施主体	実施時期
運輸安全マネジメントの推進	タクシー協会 タクシー事業者	短期計画
「事業用自動車総合安全プラン2009」の取り組みの推進	タクシー事業者	短期計画
タクシー交通事故絶滅運動の実施	タクシー協会 タクシー事業者	短期計画
経営責任者・管理者に対する研修の実施 ・運行管理者・整備管理者の研修 ・運輸安全マネジメント等の説明会	タクシー協会	短期計画
ドライブレコーダーの導入	タクシー事業者	短期計画
デジタル運行記録計の導入	タクシー事業者	短期計画
自動車交通事故防止セミナーの開催	タクシー協会 タクシー事業者 愛知県警察	短期計画

(4)タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

事 業 名	実施主体	実施時期
勤務実態に関する巡回パトロールの実施	タクシー協会	短期計画
地域公共交通に相応しい勤務交番(勤務形態を含む)の 見直し	タクシー事業者	短期計画
タクシー強盗等に関する防犯訓練	タクシー協会 愛知県警察	短期計画
防犯基準に適合した防犯仕切板の導入促進	タクシー事業者	中期計画
車内防犯カメラ導入等に関する調査、導入	タクシー事業者	中期計画
女性ドライバーのための職場環境の整備	タクシー事業者	短期計画
労働関係法令等の講習会開催	タクシー協会	短期計画

その他の事業

事 業 名	実施主体	実施時期
タクシー運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の 見直し検討	タクシー協会 労組代表	中期計画
受動喫煙防止対策によるタクシー車内全面禁煙の継続 実施	タクシー協会	短期計画

(5)交通問題、環境問題の改善

特定事業

事 業 名	実施主体	実施時期
低公害車等の導入 ・低燃費 L P G タクシー ・アイドリングストップ車両 ・ハイブリッドタクシー	タクシー事業者	中期計画
エコドライブ、アイドリングストップの推進	タクシー事業者	短期計画
タクシー事業の「グリーン経営」認証の取得	タクシー事業者	中期計画

その他の事業

事 業 名	実施主体	実施時期
タクシー車両がペースカーとなり(制限)速度遵守運動 を展開	タクシー協会 タクシー事業者 愛知県警察	短期計画
ショットガン方式導入の検討	タクシー協会 タクシー事業者	中期計画

(6)地域社会への貢献

事業名	実施主体	実施時期
自治体等と連携した観光振興 ・各地における観光ルートの設定 ・観光案内や歴史などの観光ボランティアの育成等	関係自治体 関係観光協会 タクシー協会 タクシー事業者	中期計画

その他の事業

事 業 名	実施主体	実施時期
自治体とタクシーとの間で地域(緊急)情報の相互通報制度等の拡充 ・地震、風水害等の被害状況等 ・廃棄物の不法投棄、水道管の漏水、道路の損壊 ・ひとり暮らし高齢者の安否確認 ・児童生徒等見守りネットワークへの参加	関係自治体 タクシー協会 タクシー事業者	短期計画
コンビニ強盗並びにタクシー強盗等の未然防止に関す るコンビニエンスストアへのタクシーの立ち寄り	タクシー事業者 愛知県警察	短期計画

5. その他、地域計画の実施に関し、当協議会が必要と認める事項

当協議会で作成した地域計画に定めた目標の達成状況についての評価・見直し等をするため、 定期的に協議会を開催することとします。なお、当交通圏について、法に基づく特定地域の指 定を解除された場合にあっても、協議会構成員の同意のもとに、協議会レベルの永続的な協議 の場を設置し、タクシー事業の適正化・活性化を推進することとします。

6.「地域計画」並びに「特定事業計画」等の推進に関する留意事項

- ・当交通圏のタクシー事業が真に公共交通機関として地域社会と利用者に理解・信頼され、公 共交通に相応しい役割を確実に果たし、3.に掲げる各目標を着実に実現していくためには、 タクシー事業が抱える諸問題の解消にタクシー事業者が自ら取り組むとともに、効率的な経 営体制の確立を図ることが必要不可欠であります。
- ・法では、特定事業計画には特定事業と相まって事業再構築(事業の譲渡又は譲受け、合併又は分割、事業の供給輸送力の減少、事業用自動車の使用の停止)について定めることができると規定されています。
- ・また、同法の運用についての基本方針には、「事業再構築は、地域計画に位置付けられた特定 事業の実施と相まってタクシー事業の適正化及び活性化の推進に資するものであり、特定事 業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再 構築に取り組むことが望ましい。特に、地域におけるタクシーの需給バランスを改善するた めには、需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送 力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利 便が損なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ、単独又は複数の タクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。」と示さ れています。
- ・以上の法の目的に添って、タクシー事業者は積極的に特定事業計画と相まった事業再構築の 検討を図り、事業の再構築に向けて特定事業等の推進に取り組むことが不可欠であります。
- ・また、タクシー事業者が特定事業等を推進し、その社会的役割を果たしていくためには、当協議会の参加者をはじめ、タクシー事業関係者の理解と協力が必要不可欠であります。このため、当協議会として、必要に応じ、関係者に対して、本地域計画に基づく施策を推進するために必要な支援や協力を要請することとします。